改正後

附　則

（金融庁組織規則の適用関係）

第四十条　令附則第十八条の規定により金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を適用する場合における次の表の上欄に掲げる金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える金融庁組織規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条第八項第三号	農水産業協同組合の	農水産業協同組合及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第十二条第四項第二号及び第四号において同じ。）の
第十二条第四項第二号	並びに農林中央金庫	、農林中央金庫並びに特定承継会社
第十二条第四項第四号	相手方並びに	相手方、
	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）
	水産加工業協同組合	水産加工業協同組合並びに特定承継会社のために銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を行う者

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、平成三十年七月十七日から施行する。

改正前

附　則

（金融庁組織規則の適用関係）

第四十条　［同上］

読み替える金融庁組織規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第六項第二号	並びに農林中央金庫	、農林中央金庫並びに特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第四号及び第八項第三号において同じ。）
第八条第六項第四号	相手方並びに	相手方、
	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）
	水産加工業協同組合	水産加工業協同組合並びに特定承継会社のために銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を行う者
第八条第八項第三号	農水産業協同組合の	農水産業協同組合及び特定承継会社の